

令和２年度大鰐町事業者緊急対策支援事業実施要綱

(目的)

第１条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込み等により、業績が悪化している町内の法人又は個人事業者に対し、緊急的な支援として大鰐町事業者緊急対策支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、経営の安定及び事業の継続を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (１) 飲食業 食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）による飲食店営業又は喫茶店営業の許可証を有し、食堂、居酒屋、喫茶店、レストラン及びスナック等、店内で飲食物を提供する業態をいう。
- (２) 旅館業 旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）による営業許可証を有し、ホテル、旅館及び民宿等の宿泊施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる業態をいう。

(給付の対象者)

第３条 給付金の給付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (１) 町内において現に飲食業又は旅館業を営んでいること。
- (２) 令和２年３月又は４月のいずれかの月（以下「減収月」という。）において、事業収入額が前年同月と比較して３割以上減少していること。ただし、事業開始から１年未満の場合は、事業開始月から令和２年２月までの月平均収入額と比較して３割以上減少していること。
- (３) 大鰐町暴力団排除条例（平成２３年大鰐町条例第２１号）第

2条に規定する暴力団に該当しないこと。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、別表に定める額とする。

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。

）は、大鰐町事業者緊急対策支援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 食品衛生法又は旅館業法による営業許可証の写し

(2) 減収月及び前年同月の事業収入額（事業開始から1年に満たない場合は、事業開始月から令和2年2月までの事業収入額）を記載した帳簿等の写し

(3) 振込先口座の情報が確認できるもの

(給付の決定等)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、給付金の給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付金の給付を決定したときは、大鰐町事業者緊急対策支援給付金給付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により給付金を給付しないことを決定したときは、大鰐町事業者緊急対策支援給付金不給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けた者があるときは、当該給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める
。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

業種	給付金の額	
飲食業		20 万円
旅館業	施設の収容人数 20 人未満	20 万円
	20 人以上 30 人未満	30 万円
	30 人以上 50 人未満	40 万円
	50 人以上	50 万円